

## 2 歳入内訳の推移

歳入総額に占める地方税、地方譲与税の割合が増加する一方、地方交付税、国庫支出金、地方債の割合が減少傾向にあります。

全国

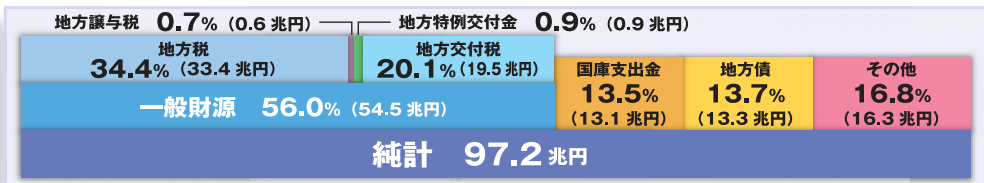
平成  
**4**  
年度



平成  
**9**  
年度



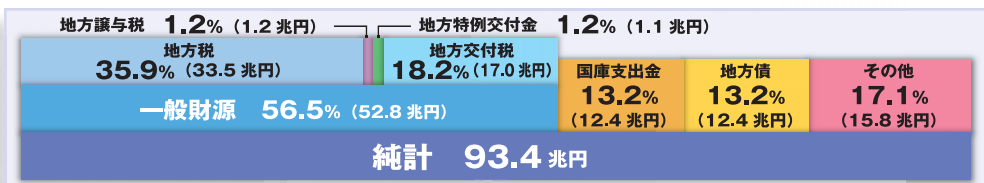
平成  
**14**  
年度



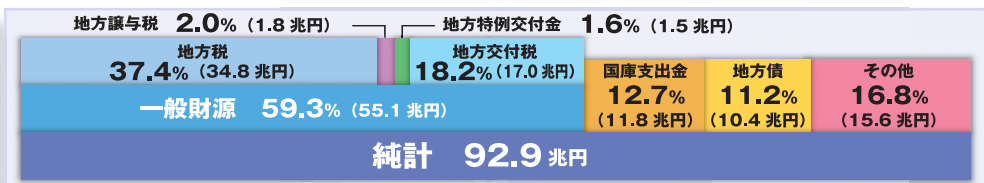
平成  
**15**  
年度



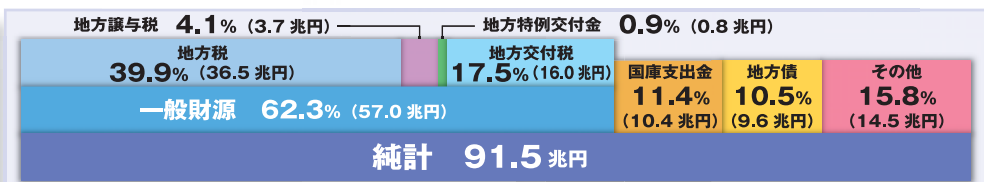
平成  
**16**  
年度



平成  
**17**  
年度



平成  
**18**  
年度



地方財政の役割

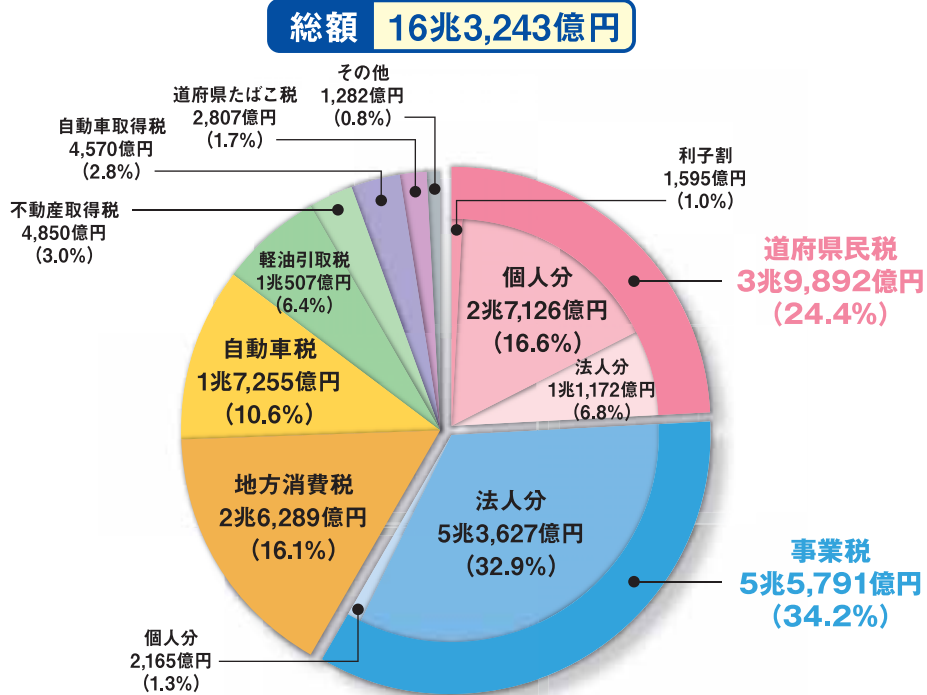
地方財政の現状

地方財政の動向と課題

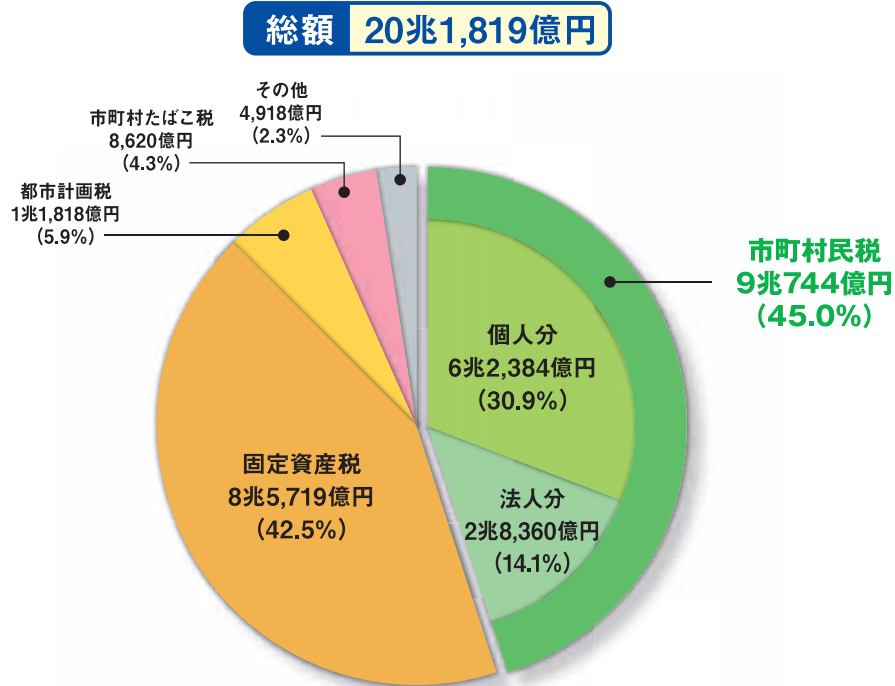
### 3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます（東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています）。

#### 道府県税の税収の構成（平成18年度決算）



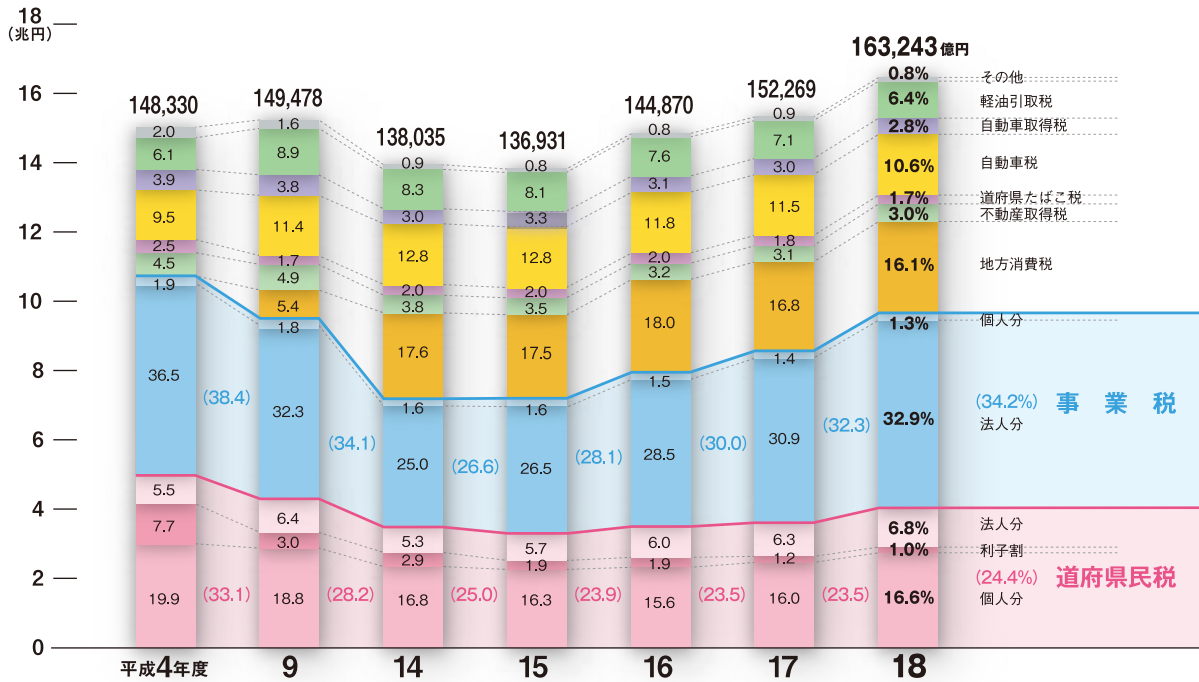
#### 市町村税の税収の構成（平成18年度決算）



\* 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

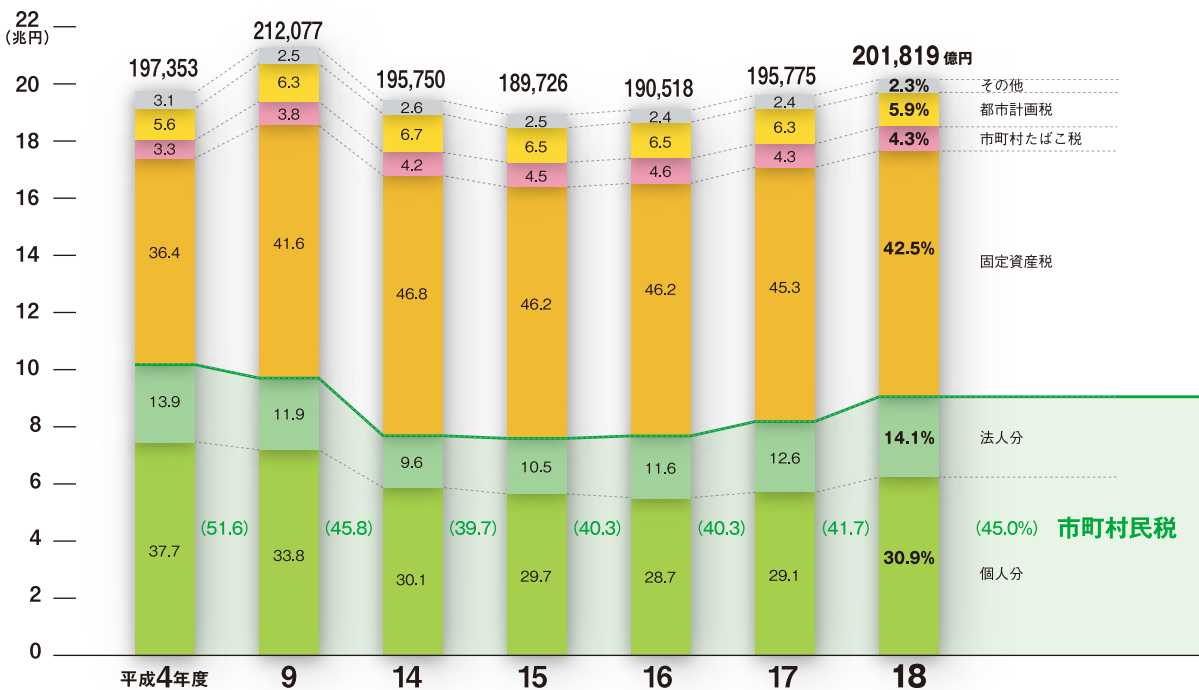
法人関係二税（法人事業税及び法人道府県民税）の割合の高い道府県税は、企業収益が好調であったこと等により、3年連続で増収となっています。  
また、市町村民税等が増加した市町村税も3年連続で増収となっています。

## 道府県税収入額の推移



\* ( )内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

## 市町村税収入額の推移

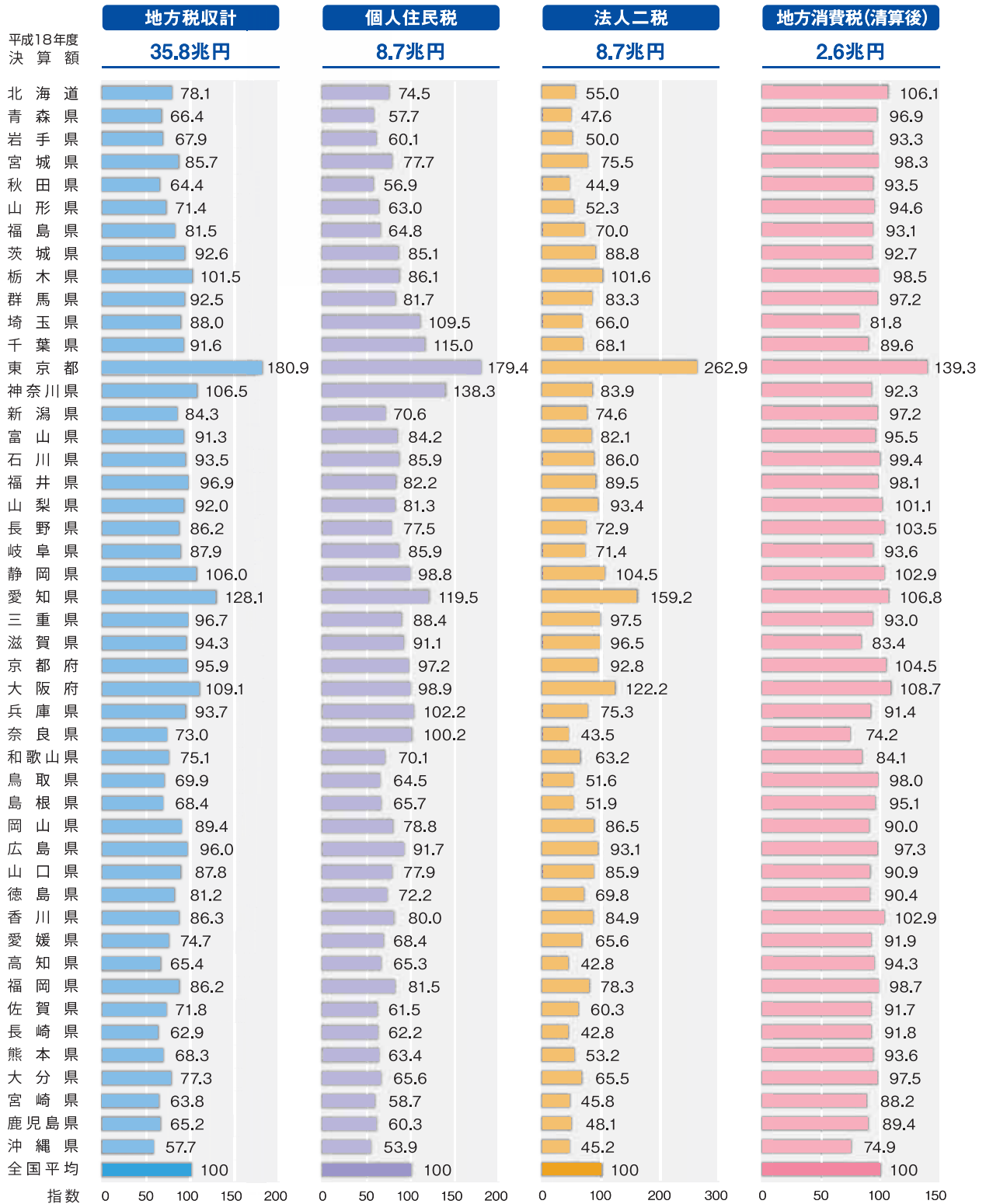


\* ( )内の数値は、市町村民税の構成比である。

\* 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく  
 税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要です。

### 地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成18年度)



(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

## 4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

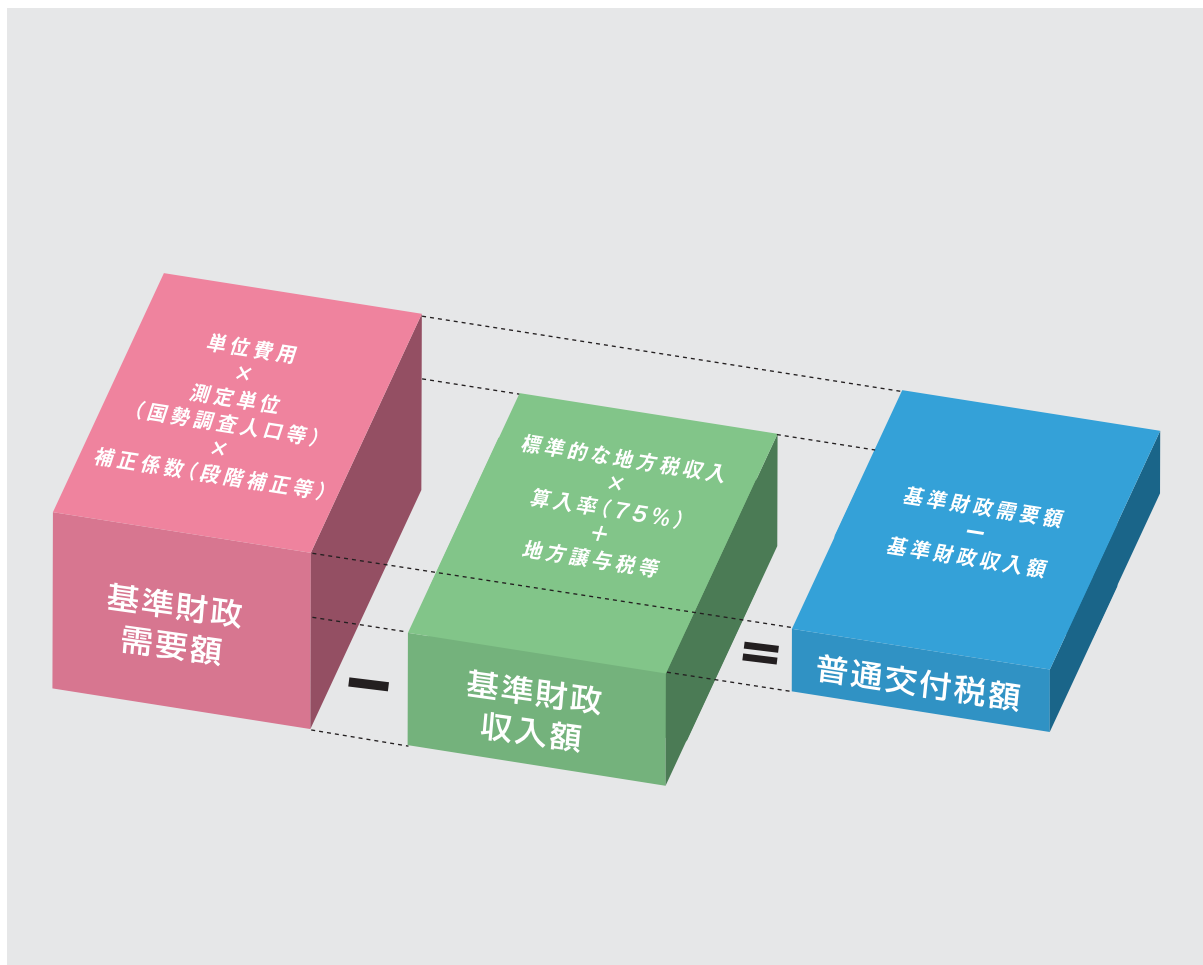
### 1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の35.8%（平成19年度から34.0%）、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

平成18年度における地方交付税総額は15兆9,954億円、対前年度比5.7%減となっています。

### 2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度から平成21年度の間においては、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債(臨時財政対策債)に振り替えることとしています。

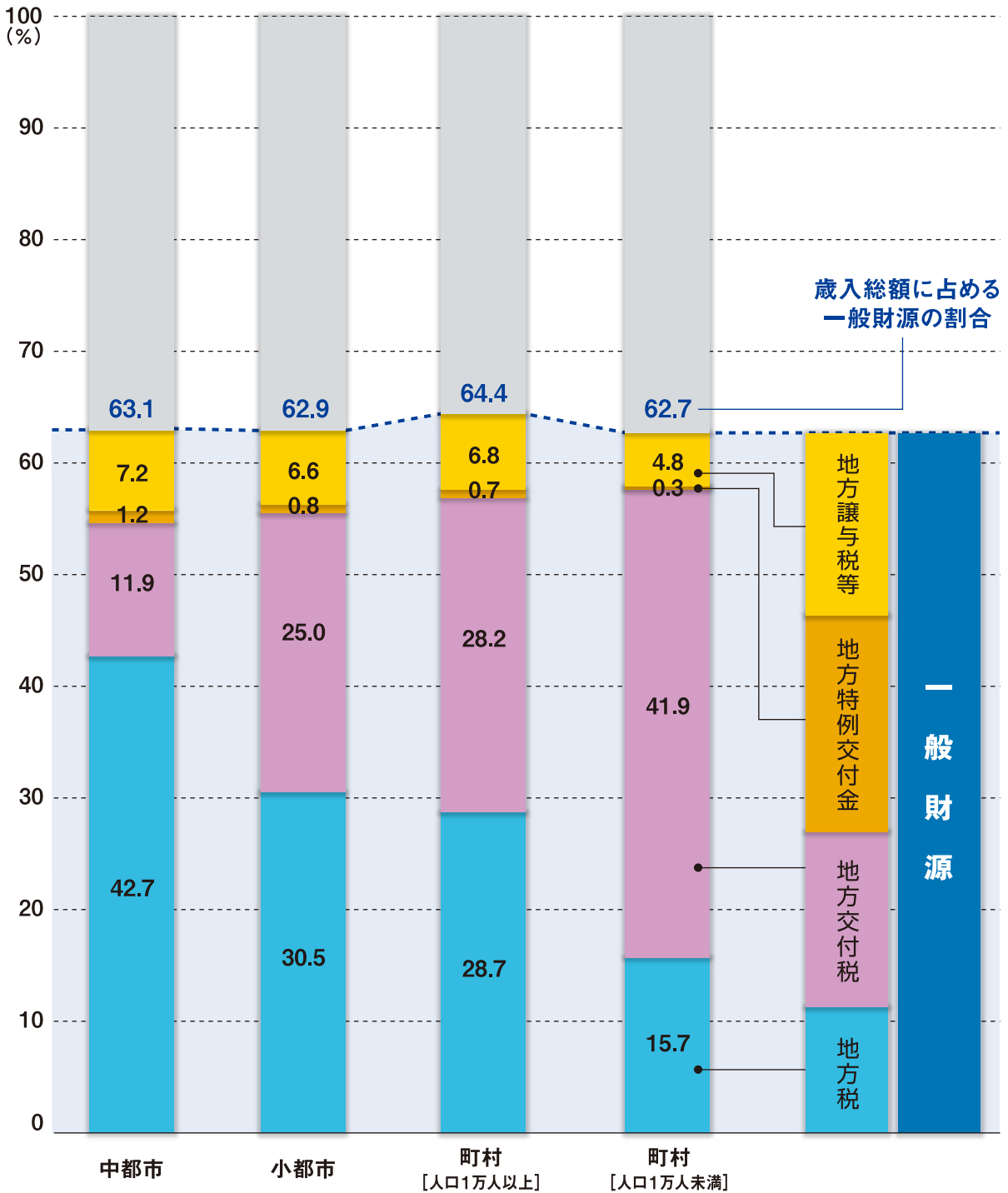
(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

### 3 地方交付税の機能

地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

したがって、地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注)「中都市」とは、大都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは同じく人口10万人未満の市をいいます。